

## 1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。

## 2. 調査対象物質

平成27年度の詳細環境調査においては、11物質を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分 <sup>注1</sup>		化管法指定区分 <sup>注2,3</sup>		調査媒体			
		改正前	改正後	改正前	改正後	水質	底質	生物	大気
[1]	イソブチルアルデヒド	第二種監視	優先評価		第一種 35				○
[2]	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール		優先評価			○			
[3]	クロロエタン	第二種監視	優先評価	第一種 74		○			
[4]	3-クロロプロペン（別名：塩化アリル）	第二種監視	優先評価	第一種 91	第一種 123	○			
[5]	ジエタノールアミン		優先評価			○			
[6]	2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-メチルフェノール（別名：2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-クレゾール）	第三種監視	優先評価		第一種 207	○	○	○	
[7]	<i>N,N</i> -ジメチルドデシルアミン= <i>N</i> -オキシド		優先評価	第一種 166	第一種 224	○	○		
[8]	1,5,5-トリメチル-1-シクロヘキセン-3-オン（別名：イソホロン）		優先評価			○			
[9]	ヒドラジン	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 253	第一種 333	○			
[10]	1-ブタノール		優先評価			○			
[11]	メチルエチルケトン		優先評価			○			

（注1）「化審法指定区分」における「改正前」とは平成21年5月20日の法律改正（平成23年4月1日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

（注2）「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）をいう。以下同じ。

（注3）「化管法指定区分」における「改正前」とは平成20年11月21日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。